

令和6年陸別町議会3月定例会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時	開会	令和6年3月5日 午前10時00分			議長	久保広幸
及び宣告	散会	令和6年3月5日 午後2時00分			議長	久保広幸
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 7人	1	濱田正志	○			
欠席 0人	2	三輪隼平	○			
凡例	3	渡辺三義	○			
○ 出席を示す	4	工藤哲男	○			
▲ 欠席を示す	5	中村佳代子	○			
× 不応招を示す	6	谷 郁 司	○			
▲○ 公務欠席を示す	8	久保広幸	○			
会議録署名議員	中村佳代子		谷 郁 司			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 請川義浩			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	本田 学	教 育 長	有田勝彦		
	監 査 委 員	村本和弘	農業委員会会長	佐藤直人		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	今村保広	会 計 管 理 者	庄野勝政		
	総 務 課 長	丹崎秀幸	町 民 課 長	遠藤克博		
	産 業 振 興 課 長	菅原靖志	建 設 課 長	清水光明		
	保健福祉センター次長	空井猛壽	国保関寛齋診療所事務長	(空井猛壽)		
	総 務 課 参 事	瀧澤 徹	総 務 課 主 幹	清水 遊		
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教 委 次 長	副島俊樹				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	本間 希				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第3号	教育委員会委員の任命について
4	議案第4号	陸別町地球温暖化対策基金条例
5	議案第5号	令和5年度陸別町一般会計補正予算（第10号）
6	議案第6号	令和5年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
7	議案第7号	令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）
8	議案第8号	令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
9	議案第9号	令和5年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
10	議案第10号	令和5年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
11	議案第11号	令和5年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
12		令和6年度 町政執行方針・令和6年度 教育行政執行方針

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○事務局長（請川義浩君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてる、あたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（久保広幸君） ただいまから、令和6年陸別町議会3月定例会を開会します。

庄野会計管理者より途中退席する旨、報告がありました。

会議に先立ち、事前に申し上げます。

本日、町広報に使用するため、町民課広報担当職員による写真撮影を会議規則第103条の規定に基づき、議長により許可しておりますので御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（久保広幸君） 町長から、行政報告の申出があります。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 1月24日の第1回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容でございますが、口頭で3件報告させていただきます。

1件目は、100歳を迎えられた「しらかば苑」入所中の小田千代子さん、「ゆうの里」入所中の沼津鉄蔵さんの2名に対し、内閣総理大臣からの祝い状と記念品の伝達、陸別町からの長寿敬老祝金を渡させていただきました。御両名の御長寿をお祝いすると共に、御健康をお祈り申し上げます。

2件目は、元陸別町議会議長で令和5年12月14日に逝去された故河本哲士さんが特旨叙位正六位を受章され、内閣総理大臣からの賞状を2月19日に御遺族に伝達させていただきました。

3件目は、1月31日に事業承継のための地域おこし協力隊研修受け入れに関する協定書を、町内の飲食店経営者と締結いたしました。

本協定に基づき、関係機関が連携し、事業の後継者を確保することにより、事業の継続や地域振興を期待するものであります。

なお、配付しております事業・業務・工事等の発注一覧につきましては、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

◎教育関係行政報告

○議長（久保広幸君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 陸別町議会12月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告につきましては、書面のとおりであります。書面の中から2件報告いたします。

1月3日、令和6年陸別町はたちの集いをタウンホールで挙行いたしました。対象者26人のうち14人が出席いたしました。式辞の後、本田町長と久保議長から心のもったお祝いの言葉をいただき、参加者を代表して早田紫音さんから決意表明をしていただきました。

会場では、小中学校時代の恩師も駆けつけ、久しぶりの再会を懐かしみ、御家族の皆様とともに二十歳の門出をお祝いしたところであります。

2件目は、陸別小中学校の学年閉鎖、学校臨時休業についてであります。

各校では、インフルエンザ等による発熱、咳等の風邪症状による欠席、体調不良の児童生徒が複数見られることから、陸別中学校は第2学年が12月7日給食後から12月11日まで学年閉鎖、その後、12月8日給食後から12月12日まで、学校を臨時休業といたしました。陸別小学校は12月11日3校時終了後の給食後から12月15日まで、学校を臨時休業といたしました。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（久保広幸君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日正午までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（久保広幸君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、5番中村議員、6番谷議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（久保広幸君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、3月1日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

三輪議会運営委員長。

○2番（三輪隼平君）〔登壇〕 令和6年陸別町議会3月定例会の運営について、3月1日に開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告します。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、条例関係18件、補正予算7会計、新年度予算7会計の合わせて32件であります。

次に、議会関係では、一般質問5名、及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から3月14日までの10日間とし、3月9日から11日までの3日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、3月13日、14日につきましては予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り、会議を開くことに決定しました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては一括して行うことといたしました。議案第5号から議案第11号までの令和5年度各会計補正予算7件と議案第18号から議案第19号までの条例の一部改正2件、議案第20号から議案第21号までの条例の一部改正2件、議案第25号から議案第26号までの条例の一部改正2件と、議案第28号から議案第34号までの令和6年度各会計当初予算7件については、提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることにいたしました。

なお、従前同様、質疑、討論、採決は、各議案ごとに行うことにいたしましたので御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から3月14日までの10日間としたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月14日までの10日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等会議の進め方については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり行いたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎日程第3 議案第3号教育委員会委員の任命について

○議長（久保広幸君） 日程第3 議案第3号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第3号教育委員会委員の任命についてですが、現委員のうち1名が令和6年3月31日をもって任期満了となります。教育委員会委員につきましては、議会の同意をいただき任命しようとするものであります。

新たに山本奈都子氏を任命したいと考えております。

住所は、陸別町字陸別原野基線69番地21、生年月日は昭和58年4月22日生まれの満40歳であります。

山本氏は、北海道足寄高等学校を卒業後、陸別町農業協同組合に勤務され、現在は町内の燃料販売店に勤めております。

山本氏は、現在、陸別リコーダーアンサンブルクラブ育成会会長、陸別水泳少年団育成会副会長、子どもカフェ運営のボランティアとして御活躍されております。

山本氏は、教育はもとより、ボランティア活動に熱心な方であり、人物、識見とも申し分がなく、人格も高潔であると考えております。

是非、御同意を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により、討論を省略し、これから議案第3号教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は同意することに決定しました。

◎日程第4 議案第4号陸別町地球温暖化対策基金条例

○議長（久保広幸君） 日程第4 議案第4号陸別町地球温暖化対策基金条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第4号陸別町地球温暖化対策基金条例についてですが、陸別町における地球温暖化対策に関する事業に要する経費の財源に充てるため、所要の制定を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） 議案第4号について説明いたします。

議案書2ページを御覧ください。

陸別町地球温暖化対策基金条例について御説明いたします。

陸別町はゼロカーボンシティを宣言しておりますけれども、令和6年度において具体的にどんな対策をとるか、陸別町としてどんなことをやっていくかということについて計画を策定する予定であります。まだ具体的なものはこれからではありますけれども、まず、様々な対策を行う上で基金を制定し、必要に応じてその基金を活用して事業を行いたいということで考えております。

以上で、雑駁ではありますけれども、説明といたします。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第4号陸別町地球温暖化対策基金条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第5号令和5年度陸別町一般会計補正予算(第10号)

◎日程第 6 議案第6号令和5年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)

◎日程第 7 議案第7号令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)

◎日程第 8 議案第8号令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

◎日程第 9 議案第9号令和5年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

◎日程第10 議案第10号令和5年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)

◎日程第11 議案第11号令和5年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(久保広幸君) 日程第5 令和5年度陸別町一般会計補正予算(第10号)から、日程第11 議案第11号令和5年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)まで、7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第5号令和5年度陸別町一般会計補正予算(第10号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,558万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億557万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第6号令和5年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,489万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,726万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第7号令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ479万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,839万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第8号令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,294万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第9号令和5年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,155万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第10号令和5年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,338万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第11号令和5年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,454万1,000円とするものであります。

以上、議案第5号から議案第11号まで、7件を一括提案させていただきます。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第5号から第11号まで一括で説明させていただきます。

はじめに、今回の補正予算につきましては、各会計共通しまして、事務事業の確定または確定見込みなどによる減額が主な補正予算となっております。

これらの減額に係る項目の説明につきましては、簡略に説明させていただきたいと思います。

それでは、議案第5号の説明から始めたいと思います。議案書1ページをお開きください。

議案第5号令和5年度陸別町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加、変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加、変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加、変更は、「第4表地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明いたします。歳出から説明いたしますので24ページをお開きください。

2歳出。

1款議会費1項1目議会費508万7,000円の減額であり、1節報酬からから13節まで、いずれも確定または確定見込みによる減額であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費85万円の減額。8節旅費及び12節委託料は、いずれも確定見込みによる減額であります。18節北海道自治体システム協議会負担金41万8,000円。こちら、定年引き上げ等に係る人事給与システムの改修費でございます。

2目文書広報費13万1,000円の減。8節から18節まで、いずれも確定見込みによる減額です。

4目会計管理費28万4,000円の減。11節役務費、口座振替1万8,000円の追加。これは件数の増によるものでございます。窓口収納手数料は30万2,000円の減。こちら、確定見込みによるものでございます。

5目財産管理費7億612万円の増。10節から18節まで、いずれも確定または確定見込みによる減額及び増額であります。10節需用費、燃料費37万8,000円。こちら、庁舎の燃料費が不足を生じたものでございます。12節委託料、施設設備等改修186万5,000円の減。こちらは道営事業に係る光伝送路の移設業務の確定による減でございます。歳入で道からの移設補償金も同様に減額しております。14節工事請負費、庁舎改修1,353万7,000円の減。衛生器具、給排水設備等工事の確定による減額です。24節積立金7億2,529万3,000円の増。今年度の事業の確定または確定見込みによる減額分、普通交付税の留保分、繰越金、備荒資金組合超過資金の取崩し分5億円、ふるさと納税分等を各基金へ積み立てます。

財政調整基金が予算積立てで6,438万5,000円。ふるさと整備基金が、ふるさと納税190件、指定寄附2件、282万3,000円。いきいき産業支援基金が、予算

積立てで5,000万円、優良家畜導入事業の償還金で387万5,000円、ふるさと納税28件、35万8,000円、合計で5,423万3,000円。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金が、ふるさと納税31件、54万1,000円。町有林整備基金が、ふるさと納税29件、48万3,000円。地域福祉基金が、予算積立て5,000万円、ふるさと納税28件、指定寄附1件、233万9,000円。公共施設等維持管理基金が、予算積立て5,000万円。給食センター管理運営基金が、ふるさと納税28件、41万1,000円。スポーツ振興基金が、ふるさと納税6件、7万8,000円。地球温暖化対策基金が、予算積立てで5億円であります。

28ページ。

6目町有林野管理費479万7,000円の減です。8節から15節まで、いずれも確定見込みによる減額であります。

7目企画費728万3,000円の減。11節役務費は決済システムの利用23万1,000円。その他、これはふるさと納税に係るもので実績見込みでございます。令和5年度に3サイト増やして、現在13のサイトで運営しております。18節751万4,000円の減。こちら、確定見込みによる減額でございます。

11目交流センター管理費17節備品購入費3万7,000円の減、確定による減額です。

12目銀河の森管理費410万1,000円の減。7節から12節まで、いずれも確定見込みによる減でございます。10節需用費、光熱水費189万4,000円の減になっておりますが、こちら、総合観測室の一部機械の稼働が少なかったための電気料の減額であり、同額の歳入も補正しております。

13目地域活性化推進費83万8,000円の減。1節から18節まで、いずれも確定見込みによる減額です。

2項徴税费1目税務総務費17節備品購入費4万7,000円の減。確定による減でございます。

2目賦課徴収費18節負担金補助及び交付金、北海道自治体システム協議会124万7,000円。こちら、森林環境譲与税の対応等によるシステム改修費用となっております。

3項1目戸籍住民基本台帳費18節北海道自治体システム協議会488万4,000円。こちら戸籍システムの読み仮名対応に係るシステム改修で、既定予算で計上されておりましたが、今回追加計上となるものでございます。なお、国の作業の遅れにより、一部が年度内に完成しないこととなるため、令和6年度への繰越明許予算としております。財源として国庫補助金929万5,000円が計上されております。

5項統計調査費1目指定統計調査費1節報酬7万1,000円の減、こちら確定によるものでございます。

6項1目監査委員費32万8,000円の減。8節から18節まで、いずれも確定見込

みによる減でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費1,905万円の減。10節から19節まで、いずれも確定見込みによる減額であります。19節扶助費、身体障害者更生医療給付費1,324万7,000円の減でございますが、こちら、被保護者の対象者が減ったことによる実績見込みでありまして、連動して歳入も補正となります。27節繰出金、国保会計繰出金795万8,000円。介護保険会計繰出金26万3,000円。いずれも特別会計に繰り出すものでございます。

2目老人福祉費746万3,000円の減。10節から18節まで、いずれも確定見込みによる減でございます。18節の負担金補助及び交付金で、デイサービス運営事業430万円の減。こちら、介護報酬の増と人件費の減によるものであり、実績見込みによります。資料ナンバー2に運営費算出表を付けてございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

介護予防日常生活支援総合事業運営事業43万9,000円。こちらは委託料及び利用者収入が減により、運営費補助金が増となります。

3目後期高齢者医療費221万7,000円の減。18節から27節まで、いずれも確定見込みによる減でございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費154万2,000円の減。7節から19節まで、いずれも確定見込みによる減です。

2目児童福祉施設費30万3,000円の減。19節扶助費、保育ママ利用助成の実績見込みによるものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費30万2,000円の減。こちら、8節から18節まで確定見込みによる減額でございます。

2目保健衛生施設費10節需用費、燃料費123万8,000円の減。こちら、保健センターの燃料の実績見込みによるものでございます。

3目予防費891万9,000円の減。7節及び12節は確定見込みによる減です。18節負担金補助及び交付金でございますが、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金27万7,000円。こちら、予防接種被害と認定された方の医療費を負担するものでございまして、全額国からの財源がでございます。19節扶助費84万8,000円の減。確定見込みによるものでございます。

4目環境衛生費97万5,000円。こちら、10節需用費が16万1,000円増となっておりますが、これ、火葬場に係るものであり、冬期間の利用が増したためでございます。13節及び14節は確定見込みによる減でございます。

5目診療所費27節繰出金、国民健康保険直営診療施設勘定への繰出金267万7,000円の減でございます。

2項清掃費1目清掃総務費26万9,000円の減。こちら、18節の確定による減です。

2目塵芥処理費18節負担金補助及び交付金、十勝圏複合事務組合25万円の増。こちら、確定による精算でございます。一般廃棄物処理負担金46万3,000円の減。こちら、ちほく三町処理施設分であり、こちらも確定による減額です。

37ページ、3項水道費1目専用水道費10節需用費、光熱水費39万4,000円の増でございますが、こちら、日産の敷地内にある小利別地区の専用水道に係る電気料で、実績見込みとなります。12節及び17節は、確定見込みによる減です。

2目水道費27節繰出金17万1,000円の増。こちら、簡易水道事業の特別会計への繰出金でございます。

5款労働費1項1目労働諸費5万円の減。こちら、18節の地区連合の補助金が未執行による減でございます。

2目雇用再生対策費216万円の減。18節で地元雇用促進事業の確定見込みによる減でございます。

3目緊急雇用対策費139万3,000円の減。こちら、12節が確定見込みによる減でございます。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費135万円の減。こちら、1節から12節まで、確定見込みによる減額です。

3目農業振興費526万6,000円の減。こちらも確定による減額及び増額でございます。このうち、新規就農者育成総合対策事業425万円の減は、就農開始時期の遅れにより、次年度での交付となったため減額し、また、同額の歳入も減額しております。

5目農地費1,507万6,000円の減。8節から18節まで、確定による減額及び増額です。18節の負担金、道営土地改良事業負担金は中陸別地区、786万9,000円の減、トマム地区、1,447万7,000円の減などとなります。いずれも道の事業の確定によるものでございます。草地畜産基盤整備事業は、こちらも道の事業量の増加により744万1,000円の増額となります。

6目営農用水管理費891万9,000円の増。8節から18節まで、事業確定見込みによるもの及び道営事業、第2上陸別でございますが、の事業確定による補正です。

18節負担金補助及び交付金、道営土地改良事業の地元負担金1,007万6,000円の増は、こちら、道営事業の事業量増加による増でございます。既定予算分と合わせて2,179万5,000円を翌年度への繰越明許費とします。資料ナンバー3の1及び3の2を後ほど御覧ください。

8目農畜産物加工研修センター管理費12節委託料、施設等改修6万円の減。こちら、確定による減でございます。

2項林業費1目林業振興費406万6,000円の減。いずれも確定見込みによる減でございます。14節は陸別地区の小規模治山工事でございます。

3目林道新設改良費151万円の減。いずれも確定見込みによる減額で、14節は東トマム高台線工事でございます。

7款商工費1項商工費2目商工振興費18節78万3,000円、確定見込みによる減です。

3目観光費73万7,000円の減。8節及び18節は共に、確定見込みによるものがございます。

4目公園費12節委託料19万4,000円の減。確定によるものがございます。

5目消費者対策費8節旅費4万8,000円の減。こちらも確定見込みによるものがございます。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費8節旅費19万9,000円の減。こちらも確定見込みによる減です。

2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費12節委託料20万9,000円の減。こちらも確定見込みによります。

2目道路維持費12節委託料38万5,000円減。こちらも確定見込みによります。

3目橋りょう維持費14節工事請負費672万3,000円の減。こちら、桂庵橋、陸別橋ほかとなり、こちらも確定による減です。

4目道路新設改良費14節工事請負費97万6,000円の減。これは町道駅南通りほかの工事で、こちらも確定によるものです。

5目街路灯費12節委託料3万3,000円の減。これも確定による減です。

4項住宅費1目住宅管理費12節委託料10万2,000円の減。こちらも確定見込みによります。

2目住宅建設費1,417万9,000円の減。12節及び14節は確定による減です。14節の公営住宅建設は新町団地2棟4戸の工事で、外構工事も同じもので新町団地です。

5項1目下水道費27節繰出金、公共下水道事業特別会計への繰出金25万3,000円の減です。

9款消防費1項1目消防費247万3,000円の減。1節から26節まで、確定見込みによる減です。

2目災害対策費18節負担金補助及び交付金12万7,000円の減。こちら、十勝広域消防負担金の中での支出となったため、未執行となります。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費8節旅費6万円の減。こちら、確定見込みによります。

2目事務局費73万8,000円の減。8節及び20節、確定見込みによるものがございます。

3目教育振興費8節旅費17万8,000円の減。こちらも確定見込みでございます。

4目スクールバス運行管理費12節195万5,000円の減。こちらも確定見込みでございます。

5目教育研究所費8節旅費9万1,000円の減。こちらも確定見込みでございます。

2項小学校費1目学校管理費34万3,000円の減。10節から12節まで、こちらも確定見込みによる減でございます。

2目教育振興費61万3,000円の減。18節及び19節は確定見込みによるものでございます。

3項中学校費1目学校管理費28万7,000円の減。10節及び12節は確定見込みによるものでございます。

2目教育振興費60万7,000円。18節、19節は確定見込みによるものでございます。

4項社会教育費1目社会教育総務費221万7,000円の減。こちら、1節から18節まで、確定見込みによります。

2目公民館費32万8,000円の減。こちらも確定見込みによります。

5項保健体育費1目保健体育総務費24万8,000円の減。1節から18節まで、確定見込みによるものでございます。18節は、スポーツ振興基金の対象事業は今後見込まれるため不足額を補正するもので、こちら、全額スポーツ振興基金からの繰入れを財源とします。

2目体育施設費94万4,000円の減。こちらも確定見込みでございます。

3目学校給食費185万8,000円の減。こちらも確定見込みでございます。

続いて、11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費9万5,000円の減。こちらも確定による減でございます。

12款公債費1項公債費1目元金、22節償還金利子及び割引料8万9,000円の増。こちら、借入額が確定したことによるものでございます。

2目利子、22節償還金利子及び割引料192万4,000円。こちら、予定より利率の上昇があったことによるものでございます。

54ページから57ページにかけて、給与費明細書を付けてございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で歳出を終わりました、次に、歳入のほうに移りたいと思っております。

12ページをお開きいただきたいと思っております。

1、歳入。

1款町税1項町民税1目個人、1節現年課税分39万2,000円の増。2節滞納繰越分19万1,000円の増。

2目法人、1節現年課税分223万5,000円の増。いずれも調定見込みによるものでございます。

続きまして、2項1目固定資産税、1節現年課税分639万6,000円、2節滞納繰越分26万8,000円の減。こちらも共に調定見込みによります。

3項軽自動車税1目環境性能割、1節現年課税分23万7,000円の減。こちらも調定見込みによるものでございます。

4項1目町たばこ税77万2,000円の増。こちらも調定見込みによるものでございます。

10款地方交付税1項1目1節地方交付税、普通地方交付税7,967万3,000円。これにより普通交付税の総額が令和5年度の確定額と同額の21億4,399万5,000円となります。特別地方交付税が、当初と変わらず2億円予算計上してございますので、交付税総額は23億4,399万5,000円となるものでございます。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金1節農業費分担金、草地畜産基盤整備事業分担金110万5,000円。こちらは道営草地基盤整備事業の陸別第2に係る受益者分担金で、道営事業の実績に合わせての補正となります。

13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料1節行政財産使用料189万5,000円の減。こちらは総合観測室の電気料相当分となります。

2目民生使用料1節老人福祉使用料137万6,000円の減。福寿荘分でございます。3節福祉住宅使用料36万円の減。からまつハウス分でございます。

3目衛生使用料2節水道使用料10万円の減。

4目農林水産使用料2節営農用水使用料40万円の減。こちらは実績見込みでございます。

7目教育使用料32万1,000円の減。2節及び3節とも、こちらもいずれも実績見込みでございます。

2項手数料1目1節総務手数料1,000円、実績見込みによるものでございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金1節社会福祉費負担金1,038万1,000円の減。いずれも、歳出事業費の2分の1であり、実績見込みによるものでございます。同様に、道費のほうも補正となります。2節児童福祉費負担金33万6,000円の減。こちらの実績見込みでございます。

2目衛生費負担金1節保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金179万5,000円の減でございます。こちらも確定見込みによるものでございます。新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金27万6,000円。実績見込みにより同額の歳出計上がございます。

2項国庫補助金1目総務費補助金1節総務管理費補助金、社会保障・税番号制度導入整備補助金で929万5,000円の増でございます。こちらは全額が翌年度繰越明許財源となります。

2目民生費補助金1節社会福祉費補助金23万7,000円の減。確定によるものでございます。

3目衛生費補助金1節保健衛生費補助金327万1,000円の減。確定見込みによるものでございます。

4目土木費補助金1節道路橋りょう費補助金49万4,000円の増。2節住宅費補助金32万円の減。いずれも確定によるものでございます。

5目教育費補助金1節小学校費補助金14万1,000円の増。2節中学校費補助金3万1,000円の増。いずれも確定によるものでございます。

3項委託金1目総務費委託金1節総務管理費委託金7万5,000円の減。こちらも確定によるものでございます。

15款道支出金1項道負担金1目民生費負担金1節社会福祉費負担金423万9,000円の減。国庫補助金と同じ項目でございまして、いずれも確定見込みによるものでございます。2節児童福祉費負担金12万2,000円の減。こちらも確定見込みによるものでございます。

2項道補助金2目民生費補助金1節社会福祉費補助金5,000円の減。こちらも確定見込みでございまして。

4目農林水産業費補助金1節農業費補助金100万9,000円の減。2節林業費補助金922万6,000円の減。こちら、いずれも確定見込みによる減額及び増額となるものでございます。新規就農者育成総合対策事業補助金425万円の減につきましては、歳出のほうで言いました新規就農開始が遅れたことによるもので、次年度となったものでございます。次世代農業促進生産基盤特別対策事業317万円は、道営草地整備事業の事業確定により、増額となるものでございます。

5目教育費補助金1節教育総務費補助金3万7,000円の減。こちら、確定によるものでございます。

3項委託金3目農林水産業費委託金1節農業費委託金33万5,000円。いずれも道営事業に係る監督等補助委託金で、道の事業確定による精算となります。

16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入、教職員住宅貸付収入16万3,000円の減。実績見込みでございます。

2項財産売払収入2目物品売払収入、1節生産物売払収入、町有林素材売払で65万5,000円の減で、こちら、間伐材の売払で弥生地区で6.4ヘクタール分となります。

3目施設出資金精算等収入5億円。こちら、備荒資金組合の超過納付分の取崩しであり、全額基金積立てに充当しております。

これにより、備荒資金組合の納付金残高でございまして、普通分として3億円、超過分として4億4,795万円となります。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄付金、内訳につきましては歳出のほうで説明させていただきましたので、省略させていただきますと思います。1節総務費寄附金384万7,000円。2節農林水産業費寄附金35万8,000円。3節教育費寄附金48万9,000円。4節民生費寄附金233万9,000円。

18款繰入金1項特別会計繰入金1目介護保険事業勘定特別会計繰入金は16万3,000円の減。

2目後期高齢者医療特別会計繰入金25万4,000円の増。いずれも事業が確定した

ことによる精算でございます。

2項基金繰入金9目1節スポーツ振興基金繰入金15万8,000円。こちら、歳出のほうで説明させていただいたので、省略させていただきます。

10目1節森林環境譲与税基金繰入金85万4,000円の減。こちら、基金充当事業の確定による精算でございます。

19款繰越金1項1目繰越金1節前年度繰越金3,284万8,000円の増前年度繰越額の残り全額を計上しております。

20款諸収入3項貸付金元利収入1目1節家畜導入貸付金収入387万5,000円。9頭分の償還金で、全額基金のほうに積立てしております。

3目1節奨学資金貸付金収入24万円。こちら、確定見込みによるものでございます。4項雑入3目過年度収入1節林業費補助金過年度収入193万9,000円の減でございますが、こちら、令和4年度の実施事業分の確定分でございます。令和4年度の準備地拵え12.4ヘクタール分と間伐材の伐採分26ヘクタール、こちらの分が過年度収入の減となっております。

4目雑入3節高齢者福祉施設負担金330万4,000円の減。福寿荘入居者の実費負担分でございます。こちら、入居者の減であります。4節学校給食費等95万2,000円の減。確定見込みでございます。7節雑入351万6,000円の減。主催者支給旅費から、次のページの町村会人材育成等事業助成金まで、増減はありますけれども、いずれも確定見込みによるものでございます。

21款町債。町債につきましては、いずれも確定によるものでございまして、当該事業名と金額は説明欄を御覧いただきたいと思えます。

1項町債1目1節総務債、2事業で430万円の増。このうち、天文台改修事業につきましては、令和6年度の改修予定の工事に係るものの設計費分450万円が今回新規で計上しております。

3目農林水産業債1節農業債、5事業で890万円の減。いずれも道営事業であり、確定見込みによる増減であります。第2上陸別の畑地帯総合整備事業につきましては、こちら、国の予算状況で翌年度繰越分などもございまして、過疎債が380万円の減。防災・減災の国土強靱化緊急対策が1,370万円追加となるため、差し引きで990万円の増と計上しております。2節林業債、2事業で120万円の減。

4目土木債1節道路橋りょう債、7事業で680万円の減。このうち第3岡山橋の改修事業430万円は新規で増額しております。

以上で歳入を終わりにして、6ページをお開きいただきたいと思えます。

第2表繰越明許費補正でございます。

追加分、上から2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、戸籍システム改修事業929万5,000円。

4款衛生費2項清掃費、下水道建設負担金事業5,000円。

6 款農林水産業費 1 項農業費、道営農地整備事業トマム地区、3 1 万 6, 0 0 0 円。款項同じく、道営農地整備事業トマム第 2 地区、1, 0 3 6 万 1, 0 0 0 円。また款項同じく道営担い手畑地帯総合整備事業 2, 1 7 9 万 5, 0 0 0 円。

次に変更でございますが、2 款総務費 1 項総務管理費、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援追加給付金事業、金額が 6 7 5 万 1, 0 0 0 円から 8 5 4 万 4, 0 0 0 円に変更になります。

次に、7 ページ、御覧いただきたいと思います。

第 3 表の債務負担行為補正でございます。

左から事項、期間、限度額となります。

追加分として、1 行目の役場庁舎警備・清掃等委託業務から、8 ページの陸別町給食センター給食調理等委託業務まで、2 7 件であります。いずれも 4 月 1 日から業務を開始するため、3 月中の入札が必要であるため、債務負担行為を行うものでございます。

次に、変更分でございます。ともに限度額の変更でございます。令和 5 年度大家畜特別支援資金利子補給、期間は同じで、変更後の限度額 2 0 8 万 4, 0 0 0 円。令和 5 年度陸別町農業近代化資金利子補給 1 5 号資金、こちらも期間同じで、変更後の限度額 3 5 2 万 3, 0 0 0 円。いずれも借入額が確定したことによるものでございます。

次に、9 ページを御覧ください。

第 4 表地方債補正であります。

いずれも歳入で説明させていただきました金額が反映されております。

追加分。今回の補正予算で新たに借入れする事業が 2 件ございます。起債の目的は、公共事業等のトマム第 2 地区農地整備事業で、限度額は 5 6 0 万円。続いて、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の第 2 上陸別地区畑地帯総合整備事業で、限度額は 1, 3 7 0 万円。起債の方法は、普通貸借または証券発行、利率は 4. 0 % 以内。償還の方法は、借入先の融通条件による。ただし、町財政の都合により据置期間の短縮もしくは繰上償還をすることができるでございます。

次に、変更分でございますが、主に事業確定による限度額の変更であります。ただし、新規分として 1 0 ページ、過疎対策事業の天文台改修事業、限度額 4 5 0 万円。1 1 ページの第 3 岡山橋改修事業、限度額 4 3 0 万円がございまして、これにより、一般単独事業の脱炭素化推進事業は 4 2 0 万円から 4 0 0 万円と、2 0 万円の減。緊急自然災害防止対策事業につきましては 7, 8 5 0 万円から 7, 7 9 0 万円と、6 0 万円の減。過疎対策事業は 6 億 1, 8 9 0 万円から 5 億 8, 7 8 0 万円と、3, 1 1 0 万円の減です。限度額の変更箇所については後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で、議案第 5 号の一般会計の説明を終わります。

○議長（久保広幸君） 1 1 時 1 5 分まで休憩いたします。

休憩 午前 1 0 時 5 7 分

再開 午前 11 時 14 分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今村副町長。

○副町長（今村保広君） 議案第 6 号の前に、2 か所、説明に誤りがございましたので、訂正させていただきたいと思います。

まず、歳入の 19 ページの、この中で備荒資金組合の残高を私が説明させていただきましたが、金額に誤りがございましたので、普通分は 3 億円。超過分でございますが、4 億 4,895 万円でございます。

続きまして、31 ページの説明でございますが、31 ページの北海道自治体情報システム協議会の説明、124 万 7,000 円でさせていただきましたが、森林環境譲与税と私が申しましたが、正しくは森林環境税のことでございます。

以上、訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

続きまして、引き続き、議案第 6 号の説明に移りたいと思います。

議案第 6 号令和 5 年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出 6 ページを御覧いただきたいと思います。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 35 万円の減。8 節及び 17 節、確定見込みによる減です。

3 項 1 目運営協議会費 13 万 5,000 円の減。いずれも確定見込みによる減でございます。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目療養給付費 18 節の療養給付費 828 万 3,000 円の減。

2 項 1 目高額療養費 18 節 200 万 3,000 円の減。いずれも実績見込みによるものでございます。

7 款諸支出金 2 項繰出金 1 目直営診療施設勘定繰出金 27 節繰出金、直営診療施設会計の繰出金 412 万円の減です。内訳はへき地診療分で 424 万円の減で、保険給付費の交付金分で 12 万円の増。差し引きが 412 万円の減となります。

8 ページに給付費明細書を付けてございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で歳出を終了し、歳入 4 ページを御覧ください。

1 款国民健康保険税 1 項 1 目国民健康保険税 1 節現年課税分 1,327 万 9,000 円の減。調定見込みによるものでございます。

3 款道支出金 1 項道負担金 1 目保険給付費等負担金 1 節保険給付費等交付金、こちら普通交付金で 1,029 万 4,000 円の減。2 節保険給付費等交付金の特別交付金分

ございますが、428万7,000円の減。こちらは診療所施設の運営分、医療機器整備分、その他分が特別分には入っております。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節保険基盤安定繰入金47万4,000円の減。2節未就学児均等割保険料繰入金7万9,000円の減。3節事務費繰入金31万5,000円の減。4節出産育児一時金等繰入金33万4,000円の減。いずれも実績見込みによるものでございます。6節その他一般会計繰入金、財政対策分916万円、こちら、補正額の差引額の調整となります。

2項基金繰入金1目1節国民健康保険基金繰入金501万1,000円の増。今回の補正予算の、こちらも歳入歳出の差引額の調整でございます。

以上で議案第6号の説明を終わりました、次に、議案第7号の説明に移ります。

議案第7号令和5年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは、歳出7ページを御覧いただきたいと思います。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費433万9,000円の減。12節の委託料が、派遣看護師の委託料が424万円の減、スプリンクラーの設置設計業務が9万9,000円の減。いずれも確定見込みによるものでございます。

2款医療費1項医療費1目医療用機械器具費17節備品購入費46万7,000円の減。こちら、X線の一般撮影装置、心電計などのほかの購入事業が確定したものであるものでございます。

3款公債費1項公債費2目利子22節償還金利子及び割引料7,000円。こちら、利率の上昇によるものでございます。

以上で歳出を終わり、続いて、歳入、5ページをお開きください。

3款道支出金1項道補助金1目総務費補助金1節施設管理費補助金10万2,000円の減。こちら、備品購入分の確定によるものでございます。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、起債償還分7,000円。こちら、先ほど言いました借入額の利率上昇分でございます。施設整備分229万9,000円の減。こちら、実施設計分、6年度で事業を実施するスプリンクラー設置の実実施設計分が当初見込んでおりましたが、起債対応となったため、この分を減額するものでござい

す。医療機器等整備分38万5,000円の減。機器整備分確定によるものでございます。

2目1節国保事業勘定特別会計繰入金、へき地診療所運営費分424万円の減。医療機器整備分12万円の増。国保会計からの繰入金でございます。

8款町債1項町債1目医業債1節診療施設整備債、医療機器等整備事業10万円の減。こちら、医療備品の購入事業の確定によるものでございます。診療所改修事業220万円の増。こちら、新規で、先ほど言いました設計分を新規で対象としたものでございます。

以上で歳入を終わりました、4ページを御覧いただきたいと思います。

第2表債務負担行為。

診療所清掃等委託業務から7件ありますが、全てこちらも4月1日から業務を開始する必要があり、3月中の入札が必要になるため、債務負担行為をするものでございます。

事項、期間、限度額は後ほど御覧いただきたいと思います。

第3表地方債補正変更であります。

過疎対策事業、医療機器購入事業の限度額を460万円から450万円と、10万円減とします。

診療所改修事業の限度額を新たに220万円とするものであり、利率等は変更ございません。

以上で議案第7号の説明を終わりました、次に、議案第8号の説明に移りたいと思います。

議案第8号令和5年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は「第3表地方債補正」による。

それでは、歳出、6ページをお開きいただきたいと思います。

2款施設費1項施設管理費2目施設新設改良費12節委託料、調査設計29万7,000円の減。こちら、配水管布設替えの実施設計業務でございます。14節工事請負費13万2,000円の減。こちら、市街地区の支線配水管新設工事の確定によるものでございます。

以上で歳出を終わり、続いて、歳入、5ページをお開きいただきたいと思います。

3款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金、財政対策分17万1,000円。こちら、補正予算の差引額の調整となります。

6款町債1項町債1目1節簡易水道事業債、配水管整備事業60万円の減。こちら、事業確定によるものでございます。

以上で歳入を終わりました、4ページを御覧いただきたいと思います。

第2表債務負担行為でございます。

簡易水道施設維持管理委託業務、期間令和6年度、限度額831万6,000円。こちら4月1日業務開始によるものでございます。

続いて、第3表地方債補正。

変更であります。

いずれも限度額のみの変更でございます。

過疎対策事業、配水管整備事業、450万円が420万円、30万円の減。簡易水道事業、配水管整備事業、450万円が420万円、30万円の減でございます。

以上で議案第8号の説明を終わりました、次に、議案第9号の説明に移ります。

議案第9号令和5年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

それでは、歳出、6ページをお開きください。

3款事業費1項下水道整備費1目下水道建設費14節工事請負費、こちら、汚水柵設置等附帯工事25万3,000円の減です。事業確定によるものでございます。

続いて、歳入、5ページをお開きください。

5款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金、財政対策分25万3,000円の減。こちら、補正予算の差引額の調整です。

続いて、4ページを御覧ください。

第2表債務負担行為であります。

陸別浄化センター維持管理委託業務、期間令和6年度、限度額3,415万5,000円。こちら4月1日開始するものでございます。

以上で議案第9号の説明を終わりました、次に、議案第10号の説明に移ります。

議案第10号令和5年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

それでは、歳出、8ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費18節北海道自治体情報システム協議会負担金80万円。こちら、介護報酬改定に伴うシステム改修費で、歳入として国庫補助金40万円が計上されております。

3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費12節委託料、総合事業委託料41万1,000円の減。こちら、訪問型サービスAの委託事業で、実績見込みでございます。

3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費8節旅費36万3,000円の減。

続いて、3目認知症総合支援事業費8節旅費10万4,000円の減。いずれも確定見込みによるものでございます。

5款諸支出金2項繰出金1目他会計繰出金27節繰出金、一般会計繰出金16万3,000円の減。こちら、生きがい活動支援事業の充当分でございます。

以上で歳出を終了し、続いて、5ページ、歳入を御覧いただきたいと思います。

1款1項介護保険料1目第1号被保険者保険料1節現年度分、普通徴収分で1万円の現。特別徴収分で13万7,000円の減。いずれも調定見込みによります。

2款国庫支出金2項国庫補助金2目地域支援事業交付金1節現年度分27万2,000円の減。こちら、介護予防の日常生活支援総合事業は対象経費の25%でございます。それ以外のその他の支援事業につきましては、対象経費の38.5%で、確定による精算でございます。

3目1節保険者機能強化推進交付金16万3,000円の減。介護保険会計で受けまして、全額一般会計へ繰り出すもので、こちらが生きがい活動支援事業へ充当しているものでございます。

4目1節保険者努力支援交付金4万6,000円の減。12.5%分でございます。

5目1節事業費補助金、システム改修事業費補助金40万円。こちら、経費の2分の1です。

3款道支出金2項道補助金1目生活支援事業交付金1節現年度分13万5,000円の減。こちら、介護予防の日常生活支援総合事業は対象経費12.5%。その他のそれ以外の事業は19.25%でございます。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金2目地域支援事業支援交付金1節現年度分1

0万円の減。こちら、対象経費の27%であります。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金2節事務費繰入金40万円の増。こちら、システム改修費の補助残分でございます。3節地域支援事業繰入金13万7,000円の減。こちらは同じく介護予防の日常生活総合支援事業は対象経費12.5%と、その他の事業が19.25%分です。

8款諸収入2項4目1節雑入、総合事業利用者負担金4万1,000円の減。こちらは実績見込みによるものでございます。

以上で歳入を終わりました、続いて、4ページを御覧いただきたいと思います。

第2表債務負担行為であります。

生活支援体制整備事業委託業務でございます、期間令和6年度、限度額716万円で、こちら4月1日開始業務でございます。

以上で議案第10号の説明を終わりました、次に、議案第11号の説明に移ります。

議案第11号令和5年度陸別町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出、5ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費27節繰出金、一般会計繰出金25万5,000円。こちら、がん検診事業分として一般会計へ繰り出しするものでございます。

続いて、歳入に移ります。4ページをお開きください。

3款繰入金1項他会計繰入金1目1節事務費繰入金55万8,000円の減。今回の補正予算の差し引きを調整するものでございます。

4款繰越金1項1目繰越金1節前年度繰越金81万3,000円の増。これにより、前年度繰越金は全額予算計上をしております。

以上で、議案第5号から議案第11号の説明を終わりたいと思います。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、議案第5号令和5年度陸別町一般会計補正予算（第10号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、24ページからを参照してください。

1款議会費、24ページから2款総務費、32ページまで。質疑ありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 29ページ、企画費の18節の景観形成事業補助金が200万円不要となっているのですけれども、これ、1件当たり、多分50万円だったと思うの

ですけれども、4件分が当初予算よりは少なく見たということは、基本的にはいわゆる所有者との合意がきちっとされないでこうなったのか、件数的に間に合わなかったのか。そのへんで200万残った。その理由について説明願います。

それと、今後のことだと思うのですが、景観形成の場合は解体が伴うわけなので、条例によると地元業者がそれを請け負ってやるというのですが、聞くとところによると、この業者さんが撤退したような話を聞いているのですが、そのへん、町のほうの動きとして、今後、この景観形成を取り組む上での対策的に、もし何かあれば、説明願いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 景観形成事業の補助金であります。議員おっしゃるように、上限は1件50万円です。既定予算は10件で500万円を見ていたところ、今回、執行が6件300万円ということで、残額である200万円を減額しようとするものであります。

6件にとどまった理由というのは、これは様々あると思います。実際に申請が行われたのが6件だということでありまして、申請に至らなかった方々の理由というのは個別には把握はしておりません。

なお、解体における地元業者についてであります。現時点では変更があるというようには聞いておりませんので、変更ないものというふうに捉えております。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） あくまでも個人の住宅か、いわゆる解体、景観を維持するためということなのだと思います。やっぱり所有者がきちっと合意されない分があったのかということ、今、ないというか、そのへんがいろいろ取り沙汰されているのだと思います。いずれにしても、予算を組む段階においては10件を見ていた。その、どういうところがどうなのかということ。予算を組む場合に、やっぱりそういうところの物件をきちっと把握した上でやることによって、より一層、今後ともこの景観形成というのは、今度、行政執行方針だったかな。いわゆる今まで市街地ということだけでも、今度、町内というのか、町内にも適用していくという方向が言われているのだと思います。そういった意味で、当然、あらかじめ所有者との合意をきちっとされた上で、より一層景観形成の促進に協力してもらいたいということをきちっとしていかないと、予算倒れにならないようにして欲しいと思います。

それから、今、その担当する業者というのは、結構、これは廃棄物処理業者じゃないとできないと思うのですよね。そういった意味で、今、私は聞いていたのが不確かなものだったのかということになるのだと思います。町のほうでは聞いていないのですけれども。やっぱり処理業者の資格というのをきちっとないと。もちろん、それにアスベストが入っているとなったら、またいろいろな面で難儀な面があるのだと思います。そのへんの。僕自身がただ聞いた、言い方は議会で言うのはおかしいのですけ

れども、不確かだったのかなと思うのですけれども。そのへんをあらかじめ、やっぱり、次の来年度というか、今年度も含めて取り組んでいく上で、それなりの考えを持っていたほうがいいのではないかと思います。その点についてお答え願います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） ただいま、議員のおっしゃったとおり、当然、この解体事業につきましても、あくまでも建物の所有者が申請する、納得ずくでこの条件で申請するものでございます。

現在、その業者につきましても、町内に各ある業者、それぞれが。また、廃棄物のほうはその業者からのまた委託ということで処理もできますので、それは業者の業務の範疇でございますので。実際にそれを取り扱う業者は町内に事業者には、当然、複数の事業者がおります。

あと、PRの件につきましても、確かにこれは自己負担も伴う2分の1上限で、50万円の上限でございますので、2分の1負担ということで自己負担もありますので、あくまでもこちらは本人納得ずくで、この条件でやっていただけるように事業を推進していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） それでは、次に、3款民生費、32ページから、4款衛生費、37ページまで、質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 32ページと33ページにかけてですけれども、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節扶助費、これに関して、先ほど、副町長のほうから対象者減による減額であるというような説明を受けましたけれども。それで、ちょっと確認なのですが、障害者訓練等給付金、これはグループホームの関係だというふうに思いますが、これが人員が減になったというようところで判断したいと思えますけれども。

もう一つ、身体障害者更生医療給付費、これについては当初予算が1,444万8,000円のところ、1,324万7,000円ということで、本年度、120万1,000円が使われたというようところですが、これについては、ちょっと減額の額が大きいことから、もし、公表できる範囲のことでよろしいですので、どういうことで減額になったのか、御説明願いたいと思えます。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、議案書 32 ページの最下段にあります、障害者訓練等給付費 870 万 3,000 円の減額に関してでありますけれども、この給付費につきましては、就労継続支援 A 型、B 型。それから、御指摘のとおり、共同生活援助ということで、グループホーム。それと、自立訓練というのがこの給付費の中から支弁をされているものであります。

今回の減額の大きな原因といたしましては、就労継続支援 B 型、こちら、当初予算におきまして 23 名を見込んでおりましたが、結果的には 19 名の御利用にとどまったというところで、今回、4 人減額になった分。ほかにもほかの事業も金額の動きはありますけれども、一番大きな要因としては就労継続支援 B 型が当初予算 23 名から現在 19 名になっているというところで、予算を減額しようとするものであります。

続いて、議案書 33 ページの最上段、身体障害者更生医療給付費 1324 万 7,000 円の減額であります。当初予算が 1,450 万円ほど計上しておきまして、ここで一千三百円を減額するというところで、非常に大きな減額となっております。

この要因といたしましては、冒頭、副町長からも議案説明ありましたが、当初予算におきましては、生活保護を受給されている方 2 名見ておりました。ちなみに、この生活保護受給者 2 名見ておったのですが、血液透析をされている方でございます。当初、2 名の方見込んでおりました。生活保護者につきましては、医療保険に加入していないというところで、この人工透析にかかる費用につきましては、更生医療として給付をするという中身になっております。当初 2 人見ていた方も、1 名の方は御逝去され、1 名の方は町外に転出をされたというところで、この生活保護の受給者の方の更生医療、人工透析にかかる更生医療の支出が、今回、今年度なかったというところから、1,300 万円を超える大きな減額となる要因となっております。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） この経費の中から、他町村の障害者施設に支払う居住地特例の対象者というのは、現段階で陸別町に何人ぐらいおられるのか、お聞きいたしたいと思っております。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午前 11 時 48 分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） お時間をとらせて大変申し訳ございません。

身体障害者更生医療給付費に関して、いわゆる居住地特例、住所地特例者がいるのかという御質問だったと認識しておりますが、現時点でいわゆる町外にお住みになっている住所地特例となる方は、更生医療に関してはいらっしゃいません。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はございませんか。

5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） それでは、35 ページの4 款衛生費3 目予防費18 節負担金の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金27 万7,000 円についてお聞きいたします。

コロナ予防接種で健康被害を及ぼしたということでお見舞い申し上げるところでありますけれども、私、後遺症については保健所に問い合わせ、その後に症状によっていろいろな病院機関につなげてもらえるというふう聞いていたのですけれども。今回の場合、この本町での診療所で何人ぐらいの方がかかったということ、もし公表できるものがありましたらお聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） 18 節の補助金交付金でありますけれども、新型コロナウイルス予防接種に関する健康被害給付金の関係につきましては、今回の計上している金額につきましては、1 名分であります。この方、現在、陸別町内にお住みではないのですけれども、転出をされまして。実は、予防注射を打ったときにお住まいになっていた市町村でこの給付の事務を行いなさいという仕組みになっておりまして、現状、町外にお住まいですけれども、陸別町で必要な給付を行うということで、今回、予算計上をさせていただいたものです。ちなみに、この方につきましては、診療所ではなく、他の医療機関を受診され、この健康被害の申出を行ったということになりますので、御承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 午後1 時まで昼食のため、休憩をいたします。

休憩 午前11 時51 分

再開 午後 1 時00 分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第5 号令和5 年度陸別町一般会計補正予算（第10 号）の質疑を続けます。

5 款労働費、37 ページ下段から6 款農林水産業費、42 ページ上段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認めまして、次に、7 款商工費、42 ページから9 款消防費、46 ページまで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、10 款教育費、47 ページから12 款公債費53 ページまで、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、歳出全般について行います。ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は12ページから23ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番(中村佳代子) それでは、19ページの16款財産収入2項財産売却収入3目出資金精算等収入の新設してあります備荒資金組合納付金の5億円についてお伺いいたします。

先ほどの説明では、備荒資金の金額で3億円が普通で、超過分が四億四千幾らということを知っていたのですけれども、先ほど、きょうの監査の書類には、出資金の合計が12億4,272万5,065円とあるのですけれども、これのからくりと。

あと、今、新設した出資金精算等収入なののですけれども、これについてはどのような経緯でこの目を作ったのか。今まで備荒資金組合からの出資金を下ろすようなときはどういう扱いをしてきたのか、お伺いいたします。

○議長(久保広幸君) 今村副町長。

○副町長(今村保広君) 19ページの16款のこの3目の出資金精算等収入が、議員、今、御説明になりましたとおり、備荒資金組合からの取崩し分でございます。

備荒資金組合の監査資料のほうには、約12億円以上計上しておりますが、その中から今回、5億円を取り崩した後の数字を、私のほうで残額として、5億円取り崩した後の残額を説明のときにさせていただきました。その額が普通分で3億円、超過分で4億4,895万円というふうに、約7億4,895万円が、5億円取り崩した後の残額という形になります。

その次に、この科目でございますが、この出資金精算等収入というのは、実は備荒資金組合から一旦、一般会計で取り崩した場合、お金を受けなければならないのですが、その受けるという科目がどこが適しているのかということについていろいろ調べたところ、このような科目で受けることが正しいということで、この科目を、今回、目を設置して受け入れております。

なお、備荒資金組合からの取崩しは近年はずっとないことになっております。

以上でございます。

○議長(久保広幸君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正及び第4条地方債の補正についての質疑を行います。6ページから11ページまでの第2表から第4表を参照してください。質疑はありませんか。

1 濱田議員。

○1番（濱田正志君） 7ページの第3表債務負担行為補正のところなのですが、こちらの中にケア付き一時住まい分の最低保証分が、今回、この表の中から抜けていると思われるのですが、次年度の、6年度の当初予算のほうにはこちらのほうが計上されていますので、今回、こちらのほうで補正で動いている、ここからは入札になるということで、それで債務負担行為という形で入っていないというのは、ちょっとつじつまが合わないと思いますけれども、そのへん、いかがでしょうか。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、ただいまの御質問にお答えをします。

ケア付き一時住まい事業の関係でありますけれども、現状の委託契約に関して、若干説明申し上げますが、御承知のとおり、特定の事業者と委託契約を結んでおります。建物自体が北勝光生会さんの建物を利用させていただいているところから、特定の事業者さんとの契約であることがまず一つ。それと、現行結んでおります契約につきましては、月額単価及び日額単価を用いて現行契約を締結させていただいている、ある意味、特異な形態で契約をさせていただいているものでございまして、令和6年度につきましては、現状、4月1日に契約ということで現在考えておるところでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はございませんか。

5 中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、8ページの第3表、令和5年度陸別町農業近代化資金利子補給についてお伺いいたします。

変更前が2,762万8,000円で、変更後が352万3,000円と、かなりの減額になっておりますけれども、これは11月の議員協議会のときに説明を受けて、この2,762万8,000円という数字が出ていたのですけれども、それからこの期間に何か大幅な変更点などがあったからこの減額になったのか、お伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、債務負担行為の変更について説明させていただきます。

11月の補正予算におきまして、この貸付けの予定の金額が件数で18件、トータルで2億円の貸付けを予定しておりました。実際に年末迎えるに当たって、農家さんが農協から借り入れた実績といたしまして、5件の貸付け、3,470万円の貸付けとなっています。当初、2億円の貸付けにおきまして、15年間の総額で2,883万円で、6年

以降について2,762万8,000円ということで利子補給の額を見込んでおりましたが、貸付けの実績によりまして、トータルで370万円、6年度以降については352万3,000円ということで、大幅な減額となっているところでございます。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 今の説明では、18件予定していたのが5件の利用だということで。この大幅な見込みの差というのは、ほかにも有利な貸付けのものが農家さんの中であったということなののでしょうか。もう一度お聞きします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 農協と農家さんの協議の中で、年末に向けて非常に厳しい現状、状況だったというのは確かであります。実際に国のセーフティネット資金という資金ございまして、こちら、災害等で非常に経営が苦しい農家に対して貸し付ける事業というか、貸付金がありまして、そちらを利用した方が今回15件ほどあったということで。そちら、町の貸付金額よりもちょっと多目に借りれるという有利な融資でございまして、そちらの活用が多かったということで、今回の15号資金については実績として貸付額が大幅に減少したということになっております。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） ということは、1人1,200万円ですか、1件。限度額が。それ以上のものが、みんな、やっぱり借りる必要があったということなののでしょうか。もし、そうだとしたら、これはかなり金利のよいタイプだと思うのですけれども、これは金額をもっと限度額を上げる必要もこれからあるというふうに考えた方がいいのでしょうか。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） この15号資金につきましては、11月の補正の段階でもお話しさせていただいておりますが、農協の方からの要望ということで、1件当たり1,200万円を上限に貸付けするという制度に対して利子補給を行っているものでございます。

今回、非常に厳しい状況でということでございますけれども、あくまでも、毎年、これは決めていく制度でございまして。毎年というか、その都度タイミングを見て、適切なタイミングで貸付けを行っている事業でございまして、また来年度以降というか、ことし以降ですね。非常に厳しい状況が続くようであれば、その状況に応じた判断が出てくるかと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） それでは、最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第5号令和5年度陸別町一般会計補正予算(第10号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号令和5年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから7ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第6号令和5年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第7号令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから7ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、第2条、債務負担行為及び第3条地方債の補正について

の質疑を行います。4ページの第2表から第3表を参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第7号令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第8号令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから6ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、第2条債務負担行為及び第3条地方債の補正についての質疑を行います。

4ページの第2表から第3表を参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第8号令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第9号令和5年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから6ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、第2条、債務負担行為についての質疑を行います。4ページの第2表を参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第9号令和5年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第10号令和5年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから9ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、第2条、債務負担行為について質疑を行います。4ページの第2表を参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第10号令和5年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第11号令和5年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第11号令和5年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 令和6年度町政執行方針・令和6年度教育行政執行方針

○議長(久保広幸君) 日程第12 町長から令和6年度町政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

本田町長。

○町長(本田 学君)〔登壇〕令和6年陸別町議会3月定例会の開会に当たり、町政執行について、私の所信と諸施策の一端を申し上げ、町議会議員の皆様並びに町民の皆様に町政全般への御理解と御協力をお願い申し上げます。

はじめに、令和6年能登半島地震により被災された皆様に改めてお見舞いを申し上げます。いまだ避難生活を余儀なくされている方々が一日も早く日常を取り戻せるよう、当町といたしましても支援物資の提供に続き、避難住宅の確保など、復興に向けた活動を支援してまいります。

昨年5月から町政を担わせていただくことになり10か月が経過いたしました。コロナ禍が終息へ向かい、新たなスタートとなる新年度では、就任時に掲げた目標の達成のため、引き続き全力を尽くしてまいります。

国の令和6年度一般会計予算の規模は、前年度に比較し、1兆8,095億円減の1兆2兆5,717億円。そのうち歳入における税収は6兆9兆6,080億円で、公債金は3兆5兆4,490億円となっております。

公債金の内訳は、建設公債が6兆5,790億円で、赤字公債が2兆8兆8,700億円です。

また、歳出における国債費は2兆7兆90億円、前年度に比較して1兆7,587億円増加し、歳出全体の約24%を占めており、引き続き、大変厳しい状況にあります。

国は、経済の好循環により、賃上げや処遇改善を目指して歴史的な転換点と表現しておりますが、地方財政の厳しさは依然として続いていると考えております。

公共工事の設計労務単価の引き上げや、中小企業対策などに対応するべく、地方自治体への財政措置もより一層の強化を期待したいところであります。

当町におきましては、第6期陸別町総合計画の中間年を迎えます。着実な施策の取組を加速させ、計画の達成を目指すところであります。

一方で、町の財政につきましては、地方交付税へ依存する構造に変わりはなく、限りある財源の中で厳しい予算編成となりますが、創意工夫をもってまちづくりに取り組んでまいります。

令和6年度の陸別町一般会計は、50億2,899万円、前年度当初予算と比較では9,478万円の増額ですが、政策的予算を盛り込んだ前年6月期との比較では2億5,938万円の減額となる予算を計上いたしました。

主な財源は、地方交付税交付金で、21億9,744万円の計上となりました。

地方債の合計は7億5,665万円、基金の取崩しは財政調整基金、減債基金のほか、ふるさと整備基金など、6億8,770万円といたしました。

実財源に限られる中で、なんとか収支の均衡を保っているところであります。

主な事業の概要について、項目ごとに御説明申し上げます。

まず、総務費関係について申し上げます。

役場庁舎についてであります。

現庁舎は各設備の更新時期を迎えております。改修箇所も多く、多額の費用を要することから、優先度を勘案して、計画的に実施していくこととしております。

令和4年度は暖房用ボイラー改修、令和5年度は衛生設備、給排水器具の更新工事を実施いたしました。

今年度はエアコン設置工事、エレベーター設備更新のためのアスベスト含有調査などを実施いたします。

期間中は庁舎の利用に一部制限があり、御不便をおかけしますが、御理解いただきますようお願いいたします。

公用車の管理についてであります。

今年度においては、普通乗用車1台の更新を計画しております。昨年より、運転業務

に関してアルコールチェックが義務付けられており、確認の完全実施と安全運転研修を行うなど、適切な運行に努めてまいります。

全国の多くの皆様から御寄附をいただいておりますふるさと納税についてであります。今後も寄附者の善意に対する謝礼として、返礼品に用いる地元の産品などを充実させ、ふるさと納税の促進を図ってまいります。

地域交通の確保につきましては、バス路線の維持のため、沿線自治体と共に運営費の助成や通学定期の差額補助などを継続して実施いたします。

町内においては、ハイヤーの利用助成事業を持続可能な取組とするべく、料金を一部見直した上で、皆さんが利用しやすい交通手段を確保してまいります。

次に、移住交流対策についてであります。

現在、移住体験のための住宅を確保しており、全国から利用をいただいております。

また、首都圏などで開催される移住フェアに出展するなど、新たな移住者を呼び込む施策を展開してまいります。

陸別町の定住人口の確保対策として実施しております移住・定住促進住宅建設等補助金事業につきましても継続して実施するため、所要の予算を計上いたしました。

空き家対策では、景観形成事業により解体費用の助成を行っておりますが、対象地域を町内全域に拡大することで地域の要望に応じていきたいと考えております。

次に、地域活性化の推進についてですが、ミネラルウォーター「陸別百恋水」を新たに1万5,000本製造し、引き続き陸別町のPR強化と町内外での販売を行います。

地域おこし協力隊事業では、起業・事業承継の支援を継続してまいります。

物価高騰対策としては、低所得者への給付金支給など、国の交付金を活用した事業に取り組んでおりますが、必要とされる世帯へ早期に支援が行き渡るよう、しっかりと進めてまいります。

次に、保健福祉関係について申し上げます。

生活困窮者自立相談支援事業や高齢者共同生活支援施設運営事業、デイサービスセンター運営事業などは、継続して取り組みます。

また、高齢者や障がい者の世帯等に対する冬期の経済的負担を軽減することを目的として、対象となる世帯1世帯に1万円の商品券を支給する冬期生活支援事業の実施に必要な経費を計上いたしました。

将来的に独居の高齢者や障がい者の支えとなる成年後見制度利用支援についても、引き続き推進してまいります。

これからは超高齢化社会、障がい者との共生社会においては、社会福祉の向上がまちづくりの基本でありますので、よりきめ細やかなサービスを目指してまいります。

防犯灯のLED化につきましては、道道津別陸別線及び道道北見白糠線の歩道側21基について整備してまいります。

次に、子育て支援についてであります。

産前産後のケアはもちろん、妊娠期から出産、育児、そしてお子さんが18歳になるまで、切れ目のない支援を行っております。

育児に関しては、出産祝金をはじめとして、保育料の無償化、保育ママ制度、学童保育所開設、給食費無料化、子どもの医療費の助成などを実施しております。

さらに、子育てステップアップ応援給付金支給事業もスタートし、各節目において子育て世帯を応援してまいります。

陸別保育所では園庭の改修を行い、危険箇所の撤去や、フェンスの設置など、安全な保育環境を整備してまいります。

次に、衛生関係について申し上げます。

保健事業では、特定健診の高い受診率を今後も維持できるよう、これからも町民の皆さんに御理解と御協力をいただきながら、健康についての相談や指導を継続してまいります。

予防接種事業では、任意接種の中で近年要望の多かった带状疱疹ワクチンの助成を始めますので、多くの方に御利用いただきたいと思っております。

また、地球温暖化対策実行計画を策定し、脱炭素化に向けた取組を進めるため、陸別町地球温暖化対策基金を創設します。環境に配慮し、自然と共生する社会の実現のため、取組を加速させます。

墓地整備事業では、かねてより工事を進めておりました合葬墓が完成し、この春より供用を開始する予定となっております。

次に、労働対策について申し上げます。

町単独の緊急雇用対策事業及び地元雇用促進事業につきましては、就労環境の安定を図ることはもとより、全産業において労働者不足が深刻な課題となっていることから、事業所等における雇用を促進させるためにも、引き続き必要な経費を計上いたしました。

次に、基幹産業である農林業について申し上げます。

酪農畜産業は依然として厳しい状況におかれています。農業経営の安定のため、各種資金利子補給事業、優良家畜導入支援事業、陸別町酪農畜産クラスター協議会への支援など、引き続き必要な経費を計上いたしました。

バイオガスプラントは稼働から1年が経過し、順調に発電しておりますが、物価高の影響などから経費が膨らみ、当初の見込みより経営が悪化しております。

構成員である農家の皆さんに応分の負担を求めると共に、町としても循環型農業の推進のため、できる限りの支援を実施したいと考えております。

道営事業は負担事業として行われますが、陸別第2地区草地畜産基盤整備事業、第2上陸別地区担い手畑地帯総合整備事業、トマム地区農地整備事業及びトマム第2地区農地整備事業について継続して取り組めます。

農産物加工研修センター関係では、特産品の開発、製造を続けると共に、施設整備と

して農産加工室などにエアコンを設置いたします。

次に、林業関係であります。

森林環境譲与税を活用し、林業担い手対策事業のほか、地域山林活性化推進事業や作業道補修事業などを実施します。

民有林における事業促進を図ることで、豊かな森づくりを推進します。

町有林管理事業につきましては、森林環境保全整備事業において計画的に植栽や間伐などを実施いたします。

また、小規模治山事業により森林の保全対策を進めてまいります。

近年、有害鳥獣による被害が増加していること、駆除の担い手であるハンターが不足していることなどから、有害鳥獣駆除事業の拡充を図り、奨励金等の必要な経費を計上いたしました。

次に、商工業の振興について申し上げます。

中小企業融資制度預託金、融資制度保証料補給、利子補給事業及び小規模企業等振興事業につきましては、継続して取り組んでまいります。

商工会が令和6年度も実施するプレミアム商品券発行事業につきましても、プレミアム分を補助するために必要な経費を計上いたしました。

また、日産自動車購入助成事業につきましても継続してまいります。

消費者対策につきましては、身近な問題をすぐに相談できるよう、窓口のお知らせや回覧による啓発活動を継続してまいります。

観光の振興についてであります。

「しばれフェスティバル」は実行委員会の見直しを含め、持続可能な取組とするべく早期に体制を調べ、令和7年2月に開催いたします。

この歴史あるイベントをこれからも続けていくため、創意工夫してまいります。

「ふるさと銀河線りくべつ鉄道まつり」など、各種イベントにつきましては、町の魅力発信のため、主催団体等と協力して実施してまいります。

次に、銀河の森の振興について申し上げます。

コテージ村管理事業につきましては、地道な広告やネット予約の導入並びに施設の良好な維持管理が評価されておりますが、引き続き委託を通して適切な管理運営を行ってまいります。

天文台につきましては、懸案でありました屋上の防水工事、外壁の改修工事を行い、この先も陸別のシンボルとして観光や教育、多方面で利用できるよう努力してまいります。

また、総合観測室を通して、関係する名古屋大学、北海道大学、北見工業大学、国立環境研究所、国立極地研究所との社会連携事業により、出前授業などの活動を通して、これからも陸別町の子どもたちが自然科学に触れ合う機会をつくってまいります。

次に、道路網の整備について申し上げます。

現在、十勝オホーツク自動車道では小利別から陸別までの工事が行われておりますが、完了時期は未定であります。

また、陸別から足寄までにつきましては、現地調査や設計などが行われており、早期完成に向け、引き続き要望してまいります。

道道津別陸別線の線形改良工事等につきましては、なかなか進捗していない状況であります。道に対して中陸別地区の早期着手と完成に向けて、強く要望してまいります。

町道の整備についてであります。

町道トナム川沿線の舗装工事及び町道東1条仲通り、町道駅南通り、町道川向栄町線の歩道改良工事などを実施してまいります。

町道に架かる橋梁につきましては、緑橋の補修工事と三楽橋及び錦橋の調査設計に必要な経費を計上いたしました。

街路灯のLED化につきましては、町道本通り、仲通りほかの街路灯7基について、必要な経費を計上いたしました。

次に、河川管理についてであります。

当町が管理する普通河川、無名川の河川補修工事を実施いたします。

住宅管理についてであります。

公営住宅改修事業としまして、第1若葉団地C棟の外壁塗装工事や、共栄団地、特定公共賃貸住宅1号棟のバルコニー改修工事を実施いたします。

次に、消防、防災関係について申し上げます。

消防庁舎は照明器具のLED化を実施すると共に、小型動力ポンプ付き水槽車1台の更新を予定しております。

防災関係につきましては、現在使用している移動系の防災無線のデジタル化に向けて、必要な経費を計上いたしました。

防災関係では、避難所で使用する保存食などの購入を継続してまいります。

教育関係につきましては、教育委員会の意向に基づき、必要な経費を計上しております。

英語指導助手招聘事業により、英語学習の充実や国際交流事業のさらなる推進を図ると共に、中学生の道内英語研修派遣事業を実施いたします。

また、小学校、中学校の修学旅行費用の一部助成や、奨学資金の貸付け、学校給食の全額補助なども継続してまいります。

水泳プールにつきましては様々な御意見があることから、よりよい施設となるよう、検討を続けていきたいと考えております。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険の運営につきましては、北海道が財政の運営の主体となります。北海道全体の医療費は今後も伸びると予想されておりますが、安定的な財政運営を持続してい

くためには、それぞれの市町村において医療費を抑制する努力を継続していかなければなりません。

健康診断の受診率を高めることで、疾病の早期発見、早期治療につながり、結果として医療費の抑制が図られることとなりますので、特定健康診査等の事業を引き続き実施してまいります。

次に、診療所の運営関係について申し上げます。

国民健康保険関寛斎診療所は、町内唯一の医療機関としてその役割は非常に大きなものがあります。安定した運営のために、医療技術、職員の確保に全力を尽くすと共に、医療機器の計画的更新を実施いたします。

今年度はスプリンクラーの整備費用など、必要な予算を計上して、医療体制の維持に努めてまいります。

介護保険事業、後期高齢者医療関係につきましても、所要の予算を計上いたしました。

次に、簡易水道事業及び公共下水道事業関係について申し上げます。

この二つの事業は地方公営事業法の適用のため、会計方式を大きく変えることとなります。公営企業の効率的、機動的な事業運営を行いながら、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化を実施してまいります。

簡易水道事業では、スマートメーターを導入することで検針業務の効率化を進めます。

また、道営事業トマム地区及びトマム第2地区の整備に伴う水道施設の支障移転と、新町二区などの配水管整備を予定しております。

公共下水道事業では、同じく新町二区などにおいて汚水管渠整備を実施するほか、下水道事業計画の変更に必要な予算を計上いたしました。

以上が、町政に臨む所信と主な施策並びに予算であります。

財政的な制約が強まる中で、多くの課題と向き合い、どうすればふるさと陸別町が今後も魅力あるまちでいられるのか、皆さんと共に考えながら、小さなまちだからこそできるまちづくりに力を尽くしてまいります。

議会並びに町民の皆さんの一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、町政執行方針といたします。

○議長（久保広幸君） 次に、教育長から令和6年度教育行政執行方針の申出がありますので、これを許します。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 令和6年陸別町議会3回定例会の開会に当たり、教育行政の基本的な考え方と主要な方針について申し上げます。

教育委員会は、豊かな心を育む学びと人づくりのまちを重点的に取り組むテーマと定め、町民が楽しみ、学ぶことができる環境づくり、相手に対して嫌な思いをさせないと

いう思いを大切にしていきたいと思います。

そのためには、プラン（計画）、ドゥ（実行）、チェック（評価）、アクション（改善）というPDCAサイクルを踏まえた検証・効果の把握に努め、町民誰もが学びを活かす地域社会の充実に向けた教育行政の推進に努めてまいります。

第1に、学校教育の推進であります。

学校教育につきましては、誰もが通いたい学校、働きたい学校を目指す学校像として、「子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進」、「学びの機会を保障し質を高める環境の確立」、「家庭・地域と歩む持続可能な教育の実現」を柱とし、新しい時代に必要となる資質、能力を育むため、一人1台の情報通信端末機器など、ICTを効果的に活用した「個別最適な学び」、「協働的な学び」の充実による授業改善に取り組んでまいります。

小中一貫教育を通じて、9年間を見通した一貫性・継続性のある指導を推進するため、陸別町小中一貫教育推進委員会を軸として、「学力の定着」、「豊かな人間性と社会性の育成」、「ふるさと教育の充実」を図ってまいります。

「学校運営協議会」、「地域学校協働本部」が一体となって連携し、学校、地域全体で教育の質が向上され、持続可能な社会の創り手となるよう、取り組んでまいります。

また、ふるさと陸別への愛着を育む教育を推進するため、「りくべつ学」を推進する教育課程の編成、実施、改善に取り組んでまいります。

令和6年度から土曜授業の実施を見直し、平日授業を中心に取り組むことといたしました。今後も「陸別の子は陸別で育てる（保小中連携）」を主体に、学校、家庭、地域との連携を推進し、「家庭は温かく」、「学校は楽しく」、「地域は明るく」を合言葉に取り組んでまいります。

学びの機会を保障し、質を高める環境を確立するため、いじめやネットトラブル、学校に行くことができないなど、児童生徒及びその保護者が抱える問題や悩みを解決するため、スクールカウンセラーを活用し、その改善を図ってまいります。

また、教育の質の向上とその学びを保障するため、教育支援センターの開設など、児童生徒が安心して過ごせる居場所をつくり、中学校においては、学級担任制から学年担任制に転換し、児童生徒一人一人に寄り添うことによる不登校の未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

学校経営充実のため、小学校に学習支援員の継続配置、中学校教員による英語科等の乗り入れ事業、教員免許所有の教育委員会職員による理科授業への派遣を継続してまいります。

特別支援教育につきましても、陸別町子ども発達支援連絡会の定例開催、特別支援補助員配置の継続、そして、小学校と保育所の連携によるスタートカリキュラム作成など、関係機関の連携強化に向けた切れ目のない支援の充実を図ってまいります。

健康でたくましい体を作るため、健康な生活に関心を持ち、ヘルスリテラシー（健康

や医療に関する正しい情報)を入手し、理解して活用する能力を高める指導の充実に取り組んでまいります。

新体力テスト結果の活用、分析により、体力、運動能力の向上を図ると共に、感染症対策とその予防の実施、家庭や地域と連携した健康的な生活習慣の確立と、健康面に対する正しい知識の周知徹底に努め、健康教育の充実に取り組んでまいります。

教職員の専門性の向上と、服務規律保持における研修機会の確立、啓発。そして、働きやすい職場づくりを推進するため、教職員の時間外勤務増加に伴う長時間労働の改善に向けた「学校における働き方改革陸別町推進プラン(学校閉庁日や部活動休養日、勤務実態の把握とその公表)」の改訂など、ICTの活用などによる校務効率化の推進に努め、学校課題の改善に向けて取り組み、子どもたちの学びの保障に向けて取り組んでまいります。

「家庭・地域と歩む持続可能な教育の実現」のため、タブレットを持ち帰り、ICTを活用した家庭学習の促進、学校ホームページの開設や学校だより等の活用による家庭・地域との教育活動の共有を図り、望ましい生活習慣の定着に努めます。

また、子育て支援、家庭環境の充実にに向けた保護者負担軽減のため、給食費全額補助、就学援助費支給、修学旅行費の一部助成、奨学資金の貸付と各種検定料の無償化については継続してまいります。

児童生徒の安全確保につきましては、「春、冬の通学路の点検」や「交通安全教室」、「一日防災学校」を開催して、関係機関と連携した推進体制の構築と自己防衛意識の高揚を図り、小学校区においては、市街地全自治会からの御協力によりまして、子どもたちを地域の目で見守る「校区支援ネットワーク」に組み込み、中学校においては、自転車通学時におけるヘルメット着用の義務化など、安全教育の指導に取り組んでまいります。また、陸別駐在所や町内企業による安全パトロールの実施などと共に、情報の共有化と安全確保に努めてまいります。

学校施設における教育環境の充実ににつきましては、子どもたちの安全な学習・生活の場、地域住民の防災拠点として、学校施設の改修整備を計画的に推進してまいります。中学校体育館のLED改修を予定していますので、必要な予算を計上いたしました。

第2に、社会教育・生涯学習の推進であります。

社会教育・生涯学習推進のため、第9期陸別町社会教育計画に基づき、多様化するライフステージに応じて、「誰でも、いつでも、どこでも、何からでも」学べる機会の提供、関連施設の整備・充実にに向けて取り組んでまいります。

文化芸術活動につきましては、年齢や障害の有無、住んでいる地域等にかかわらず、全ての町民が生涯を通じて文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができるように取り組むことが必要とされています。

本町では、文化協会加盟団体を中心に文化芸術活動が行われており、質の高い芸術文化の提供を目的とした「ふるさと劇場」、「あかえぞ文藝舎」による町民文芸誌「あか

えぞ」の発刊など、町民による文化活動が進められています。人口減少や高齢化などにより、活動の縮小や内容の固定化など、活動団体を取り巻く環境は厳しい状況が続いていますが、社会教育委員や文化協会等と連携しながら、公民館を「社会教育・生涯学習・読書活動推進の拠点」として機能の充実が求められるよう学習機会の提供に努め、生涯を通じた学習を推進し、町民の心豊かな生活の実現を目指してまいります。

なお、公民館につきましても、施設の老朽化が課題となっておりますので、その整備に向けて検討を進めてまいります。

協調性や社会性などを育むと共に、コミュニケーション能力の向上を図るジュニアリーダーの育成のため、中学生対象の道内「英語研修派遣事業」、小学生対象の「魅力体感 in りくべつ事業」など、集団での様々な考える体験活動を通して、地域活動に参画するリーダーの育成に努めてまいります。

学童保育所は共働き等による放課後の保育が困難な家庭を対象とする子育て支援事業であります。これまで同様、保育を希望する家庭の全ての児童を受け入れ、今後も小学校や保育所と連携し、安全・安心であることを第一に考えて、運営に取り組んでまいります。

文化財の保護と活用につきましては、町民の郷土に対する理解と関心を高めると共に、地域の歴史や文化、風土を町内外に発信する上で大きな役割を担っています。

本町の文化財は関寛斎資料館を核としての顕彰活動や、国指定史跡ユクエピラチャシ跡、町指定文化財、郷土史料など、恵まれた環境にあります。先人が残したすばらしい財産を次世代に継承するため、町民レベルでの活動が行われていますので、引き続き支援してまいります。

今後も広報や教育分野などを通じ、町の歴史や文化を町民に伝え、その活用と理解を得るためにも、移動研修や町民見学会、ふるさと科授業などに取り組み、より一層町内外へ文化財の発信を推進してまいります。

第3に、スポーツの振興であります。

町民の健康・体力づくりに取り組む機会の拡充と、その普及・推進に取り組むため、生涯にわたって「誰もが」、「いつでも」、スポーツ・レクリエーションに親しんでいただけるよう、パークゴルフ場など施設の充実に努めてまいります。

また、町民が気軽に参加できるスポーツの集いを開催するなど機会の提供に努め、各自治会の地域交流・振興を目的として、今後の継続開催に向けて課題の整理に取り組んでまいります。

スポーツ推進委員や体育連盟、スポーツ少年団、保健福祉センターとの連携を図りながら、スポーツを楽しむ機会やその環境を整備するため、スポーツ団体への支援やスポーツ振興基金を活用した助成事業を進めると共に、「陸別町教育施設長寿命化計画」に基づき、スポーツ施設などの計画的な整備、維持管理に取り組んでまいります。

令和4年度から検討、協議を進めてきました町民水泳プールにつきましては、この

間、いろいろな御意見をいただきましたので、令和6年度にその根拠等を明確にするため、耐震診断調査を実施することといたしましたので、必要な予算を計上いたしました。

第4に、給食・食育の推進であります。

学校給食衛生管理基準に基づき、調理過程や施設の衛生面、食品の取扱いなど、厳しく管理に取り組むと共に、食物アレルギーをもつ子どもたちに対して個別の面談を行うなど、安心・安全な学校給食の実施に取り組んでまいります。子どもたちのリクエストによる給食メニューなど、今後もおいしい、楽しみと言ってもらえる給食の提供を進めてまいります。

保護者や地域の皆様には給食だより、ホームページ等を通じて、町内企業から和牛等の地場産品の無償提供や給食及び食事についての情報提供を行うと共に、陸別町給食センター運営委員会、町民給食試食会の開催など、理解と協力が得られるよう努めてまいります。

これからも現状に立ち止まらない積極的かつやさしい教育行政を推進し、町民の付託に応えられるよう努めてまいります。

町議会並びに町民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（久保広幸君） 以上で、令和6年度町政執行方針及び教育行政執行方針を終わります。

執行方針に係る一般質問の追加がある方は、本日午後5時までに提出してください。

◎散会宣告

○議長（久保広幸君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時00分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員